

重要事項説明書

こころの都デイサービスセンター

こころの都デイサービスセンター 重要事項説明書

あなた(又はあなたの家族)が利用しようと考えている指定通所介護サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)における第1号通所事業(現行の通所介護事業相当サービス)(以下「指定通所介護サービス等」という。)について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1 指定通所介護サービス等を提供する事業者について

事業者名称	株式会社ナノケアめろす
代表者氏名	代表取締役 内田 直政
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	〒699-0407 島根県松江市宍道町伊志見 410 番地 TEL 0852-66-9333 FAX 0852-66-9335
法人設立年月日	平成 23 年 3 月 24 日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	こころの都デイサービスセンター
介護保険指定 事業者番号	島根県指定 3270102662
事業所所在地	島根県松江市宍道町伊志見 71-2 番地
連絡先 相談担当者名	TEL 0852-66-7511 FAX 0852-66-7522 管理者 山田 美紀子
事業所の通常の 事業の実施地域	松江市(宍道町、玉湯町) 出雲市
利用定員	25 人

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	株式会社ナノケアめろすが運営する「こころの都デイサービスセンター」(以下「事業所」という。)が行う通所介護事業及び介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)における第1号通所事業(現行の通所介護相当サービス)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員又は介護職員、機能訓練指導員(以下「生活相談員等」という。)が要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)にある高齢者に対し、適正な通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業における第1号通所介護事業(現行の通所介護相当サービス)を提供することを目的とする。
運営の方針	事業所の生活相談員等は、利用者の心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話および機能訓練等の介護、その他必要な援助を行うことを運営の方針とする。又、利用者の自立を支援し、生活の質が向上するよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけをす

	ることにより、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うものとする。事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
--	---

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営 業 日	月曜～土曜（祝日も営業）但し 12/31 から 1/3 は除く
営 業 時 間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分

(4) サービス提供時間

サービス提供日	月曜～土曜（祝日も営業）但し 12/31 から 1/3 は除く
サービス提供時間	午前 9 時 30 分～午後 4 時 45 分

(5) 事業所の職員体制

管理者	山田 美紀子
-----	--------

職種	職 務 内 容	人 員 数
管理者	1 従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。 2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。 3 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画を作成するとともに利用者等への説明を行い、同意を得ます。 4 利用者へ通所介護計画等を交付します。 5 指定通所介護の実施状況の把握及び通所介護計画等の変更を行います。	常 勤 1 名
生活相談員	1 利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、生活指導及び入浴、排せつ、食事等の介護に関する相談及び援助などを行います。 2 それぞれの利用者について、通所介護計画等に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。	常 勤 2 名
看護師・ 准看護師 (看護職員)	1 サービス提供の前後及び提供中の利用者の心身の状況等の把握を行います。 2 利用者の静養のための必要な措置を行います。 3 利用者の病状が急変した場合等に、利用者の主治医等の指示を受けて、必要な看護を行います。	常 勤 1 名 非常勤 1 名
介護職員	1 通所介護計画等に基づき、必要な日常生活上の世話及び介護を行います。	常 勤 5 名 非常勤 2 名 (兼務含む)

機能訓練指導員	1 通所介護計画等に基づき、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、機能訓練を行います。	常 勤 1 名 非常勤 1 名 (看護職員)
---------	--	------------------------------

3 提供するサービスの内容及び利用料について

(1) 提供するサービスの内容

サービス区分と種類		サ ー ビ ス の 内 容
通所介護計画等の作成		1 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画及び介護予防サービス計画（以下「ケアプラン等」という）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた通所介護計画等を作成します。 2 通所介護計画等の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ます。 3 通所介護計画等の内容について、利用者の同意を得たときは、通所介護計画書等を利用者に交付します。 4 それぞれの利用者について、通所介護計画等に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。
利用者居宅への送迎		事業者が保有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。 ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合は、車いす又は歩行介助により送迎を行うことがあります。
日常生活上の世話	食事の提供及び介助	食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。また嚥下困難者のためのきざみ食、流動食等の提供を行います。
	入浴の提供及び介助	入浴の提供及び介助が必要な利用者に対して、入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
	排せつ介助	介助が必要な利用者に対して、排泄の介助、おむつ交換を行います。
	更衣介助	介助が必要な利用者に対して、上着、下着の更衣の介助を行います。
	移動・移乗介助	介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。
	服薬介助	介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。
機能訓練	日常生活動作を通じた訓練	利用者の能力に応じて、食事、入浴、排せつ、更衣などの日常生活動作を通じた訓練を行います。
	レクリエーションを通じた訓練	利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。
	器具等を使用した訓練	利用者の能力に応じて、機能訓練指導員が専門的知識に基づき、器械・器具等を使用した訓練を行います。
その他	創作活動など	利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供します。

(2) 選択サービスの内容

サービス区分と種類		サ ー ビ ス の 内 容
要支援者 対象	運動器機能向上 サービス	利用者の運動器の機能向上を目的とする機能訓練を、個別的に実施します。
要介護者 対象	個別機能訓練 サービス	個々の利用者の状態に適切に対応する観点から、個別の機能訓練実施計画を策定し、これに基づき計画的にサービス提供を行います。

(3) 利用料（介護保険適用のサービス）

①要介護認定を受けている方（令和6年4月1日 料金改定）

（通常規模型事業所、7時間以上8時間未満の場合）

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1日の基本料金	6,580円	7,770円	9,000円	10,230円	11,480円
自己負担額（1割）	658円	777円	900円	1,023円	1,148円
自己負担額（2割）	1,316円	1,554円	1,800円	2,046円	2,296円
自己負担額（3割）	1,974円	2,331円	2,700円	3,069円	3,444円
入浴介助加算（Ⅰ）	1日につき400円	自己負担1割 40円	自己負担2割 80円	自己負担3割 120円	
サービス提供体制強化加算Ⅱ（令和8年6月1日より）	1日につき180円	自己負担1割 18円	自己負担2割 36円	自己負担3割 54円	

※ 「利用者負担割合証」による割合適合

②介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）対象の方（令和6年4月1日 料金改定）

◎通所サービス（従前型サービス）

	事業対象者 要支援1、要支援2 （週1回程度）	事業対象者 要支援2 （週2回程度）
1ヶ月の基本料金	17,980円	36,210円
自己負担額（1割）	1,798円	3,621円
自己負担額（2割）	3,596円	7,242円
自己負担額（3割）	5,394円	10,863円

◎通所型サービスA（緩和型サービス） 松江市に居住されており対象となられた方

	事業対象者 要支援1、要支援2 （週1回程度）	事業対象者 要支援2 （週2回程度）
1ヶ月の基本料金	16,960円	34,150円
自己負担額（1割）	1,696円	3,415円
自己負担額（2割）	3,392円	6,830円
自己負担額（3割）	5,088円	10,245円
自立支援強化・評価加算	130円	260円

●サービス提供体制強化加算Ⅱ（通所サービス・通所型サービスA共通）令和8年6月1日より

	事業対象者 要支援1、要支援2 (週1回程度)	事業対象者 要支援2 (週2回程度)
自己負担額(1割)	72円	144円
自己負担額(2割)	144円	288円
自己負担額(3割)	216円	432円

◎全サービス共通の加算

●令和8年6月1日より

介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)口	介護報酬算定額の11.8%に当たる額 (※自己負担額は算定額の1割又は2割又は3割)
-----------------	---

- ※ 介護保険法において、利用者の負担する金額は、原則として介護サービスの利用にかかった費用の1割又は2割又は3割に規定されています。この金額は同法の関係法令に基づいて定められており、サービス提供期間中に改定された場合には、改定後の金額が適用されます。
- ※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び通所介護計画等に位置付けられた時間数（計画時間数）によるものとしますが、利用者の希望又は心身の状況等により、あるサービス提供日における計画時間数を短縮する場合は、その日に係る通所介護計画を変更し、変更後のサービス提供時間数に応じた利用料となります。なお引き続き、計画時間数とサービス提供時間数が異なる場合は、利用者の同意を得て、居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに通所介護計画の見直しを行いません。
- ※ 利用者の希望又は心身の状況等によりサービスを中止した場合で、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる（1～2時間程度の利用）場合は、当日の利用はキャンセル扱いとし、利用料はいただきません。
- ※ 月平均の利用者の数が当事業所の定員を上回った場合及び通所介護従業者の数が人員配置基準を下回った場合は、上記金額のうち基本単位数に係る翌月の利用料は、70/100となります。
- ※ （利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合）上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費の支給（利用者負担額を除く）申請を行ってください。

（4）その他の利用料（介護保険適用外サービス）

① 送迎費用	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、1kmあたり20円を請求いたします。	
② キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。	
	前日17時半までのご連絡の場合	キャンセル料は不要です

	前日 17 時半以降にご連絡の場合	要介護者 当日自己負担額・食費 要支援者 食費
※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。		
③ 食事の提供に要する費用	650 円（1 食当り 食材料費及び調理コスト）	
④ おむつ代	リハビリパンツ 105 円（1 枚当り） 尿取りパット 52 円（1 枚当り）	
⑤ 教養娯楽の材料費	実費（個人の嗜好により選択されるもの）	

※ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。
その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 1 ヶ月前までにご説明します。

（５） 利用料の請求及び支払い方法について

請求方法等	ア 利用料はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 10 日までに利用者にお渡しします。
支払い方法等	ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 （ア）事業者指定口座への振り込み （イ）利用者指定口座からの自動振替 （ウ）現金支払い イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。（医療費控除の還付請求の際に必要となる場合があります。）

※ 利用料の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から 3 月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

4 サービスの提供にあたって

- （１）サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。
- （２）利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。
- （３）利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「ケアプラン等」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「通所介護計画等」を作成します。なお、作成した「通所介護計画等」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いいたします
- （４）サービス提供は「通所介護計画等」に基づいて行ないます。なお、「通所介護計画等」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます

- (5) 通所介護従業者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行ないます。

5 通所介護従業者の禁止行為

通所介護従業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為（ただし、看護職員、機能訓練指導員が行う診療の補助行為を除く。）
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑤ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

6 苦情処理体制について

- (1) 事業所は、提供した通所介護サービス等に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当者を置き、事実関係の調査を実施し、改善措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとします。
- (2) 事業所は、提供した通所介護サービス等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求めまたは該当市町村の職員からの質問もしくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行う。

苦情相談窓口	連絡先	担当者
こころの都デイサービスセンター 事務室	0852-66-7511	山田
こころの都 栄道 事務室	0852-66-9333	手島
国民健康保険団体連合会 介護保険係	0852-21-2811	
島根県 運営適正化委員会	0852-32-5913	
松江市 （介護保険課）	0852-55-5689	

7 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である
--------------------------	---

	期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。 ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。

8 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

9 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定通所介護等の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定通所介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社
保険名	居宅介護事業者賠償責任保険
補償の概要	事業者には雇用されている介護労働者や事業主等が、業務中に他人の身体を傷つけたり、利用者に過剰な経済的負担をさせたことにより、法律上の損害賠償責任を負担しなければならない場合、その賠償金等を補償する。

10 心身の状況の把握

指定通所介護サービス等の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

11 居宅介護支援事業者等との連携

- ① 指定通所介護サービス等の提供に当り、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「通所介護計画等」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

12 サービス提供の記録

- ① 指定通所介護サービス等の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービス提供の日から2年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

13 非常災害対策

- ① 事業所は、併設の高齢者向け優良賃貸住宅「こころの都 栄道」の消防計画に従い、災害対策に備える為、合同で定期的に避難・救出等訓練を行います。
災害対策に関する担当者（防火管理者）：こころの都 栄道事務室
- ② 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- ③ 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
避難訓練実施時期：（毎年2回）

14 虐待防止について

当事業所は、利用者及び職員等の人権の擁護・虐待の防止等のために、下記の対策を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。
虐待防止に関する責任者 管理者 山田 美紀子
- ② 成年後見制度の利用を支援します。
- ③ 苦情解決体制を整備しています。
- ④ 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施します。
- ⑤ ハラスメント防止に対する強化を行ないます。

15 衛生管理等

- ① 指定通所介護サービス等の使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留意するものとする。
- ② 従業者に対し感染症などに関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

16 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施なし

17 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年	月	日
-----------------	---	---	---

上記内容について、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）」第 8 条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	島根県松江市宍道町伊志見 410 番地
	法人名	株式会社ナノケアめろす
	代表者名	代表取締役 内田直政 印
	事業所名	こころの都デイサービスセンター
	説明者氏名	印

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	印

代理人	住所	
	氏名	印